

## 第5回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月24日（金） 午後13時55分～午後14時20分

2 開催場所 大月市民会館3階控室

3 出席委員

|     |       |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 西村 恒男 | 2番  | 矢頭 恵造 | 3番  | 藤本 賢治 | 4番  | 原 泉   |
| 5番  | 山田 政文 | 6番  | 平山 正幸 | 7番  | 斧田 孝久 | 8番  | 欠 席   |
| 9番  | 欠 席   | 10番 | 欠 席   | 11番 | 安藤 睦美 | 12番 | 小俣 英二 |
| 13番 | 三枝 正幹 | 14番 | 庄司 有紀 |     |       |     |       |

欠席者 8番 小俣 好三委員 9番 小宮 広督委員 10番 久嶋 昇

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第13号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議に対し意見を求める件

議案第12号 農用地利用集積計画（案）に対し意見を求める件

日程第3 報告第5号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よりしくお願いします。

会長 お集まり頂きまして、ありがとうございます。

5月3日の日に、湯ノ沢峠という所に登って来ました。

金を探しに行きました。

湯ノ沢峠って、真木川が有って、その殆ど上流で合流している、湯ノ沢峠から下った湯ノ沢と言う川です。

湯ノ沢峠等黒岳それから大菩薩峠それから小金沢山、松姫峠全部繋がっています。

南に行くと大倉高丸それから破魔射場丸それから滝子山、それで湯ノ沢峠が大体 1900m位ですかね、それから白谷ノ丸という所に登って来ましたが 1920m。

それから、大事な金属探知機を忘れてしまって、細かい事は言わないですけど、金属探知機を忘れてしまって、大事な事を。

それから、5月5日の日は、今、殆どこどもの日だと言う事になっていきますけど、昔は5月5日に山の上の方が大分賑やかだったそうです。

浅川と上野原の境の権現山と言う山です、1300何mですね。

それから松姫峠に神社が有って、御神楽を舞って、その後大人が集まって、詳細はよく分からないですけど、何か行事をしていたみたいです。

それから後、権現山に屋台が出ていて、5月5日は大人の日だったって言うのです皆さん。詳細は良く知りませんが。

今日も3条案件他有りますけど、どうぞよろしくお願いします。

事務局

続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長

本日は8番小俣好三委員・9番小宮広督委員・10番久嶋昇委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局

続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長

規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

## 日程第1 議事録署名委員の指名

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番、斧田 孝久委員、11番、安藤睦美委員を指名致します。

## 日程第2 議案第13号

議 長

日程第2、議事に入ります。

議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号1、議案書の1ページ、2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇東隣です。

譲渡人の〇〇〇〇は、住居が市外で有り高齢で土地の管理も難しくな  
って来たため、義理の弟である譲受人の〇〇〇〇に土地を贈与したいと  
して申請が有りました。

譲受人の〇〇〇〇は、住居が隣接しており、亡き兄が、現所有者の夫が  
購入した当時から家庭菜園として耕作をしておりました。

贈与後は妻と2人で自家消費のための露地野菜を栽培する計画です。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。  
地区担当委員の斧田孝久委員をお願いします。

斧田委員

今週月曜日に現地に事務局・会長と行って来ました。

〇〇〇〇〇〇〇〇から東側へ〇〇m程入った所になります。

そこには、車が通れない位の道があり、そこを入りまして、この譲受人  
の方のお宅が有って、その更に真ん前と言いますか、そこに当該の土地が  
ございます。

既に従来から野菜を作り、産直で出していたと言う話を聞いており  
ます。

私共が行った時も、もうジャガイモは花が咲いて、もう直ぐに収穫出来  
そうな状況になっていました。

譲受人は、妹の旦那さん、そういった関係で譲り受けられる、という話を聞いています。

議長

全員賛成ですので、許可と決定致します。

## 議長

條々主事

議長

藤本委員

地図では、大きく三つのブロックになっていますけど、下が南なんですけど、この中の一番下の上に二つ有りますがブドウが植えて有りました。

右上の部分には、まだ何も植えて有りませんでした。

私からは以上ですが、審議よろしくをお願いします。

議 長

條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員

前にも聞いたかもしれませんが、ここの地代はいくらか。

無償なのかいくら払っているのか、それを教えて下さい。

ブドウの収穫は何時頃になりそうなのかこれも教えて下さい。

條々主事

地代については、自分の記憶なので誤っているかもしれませんが、固定資産税相当が相場ですので、〇〇㎡で〇〇〇円位が目安になっております。

収穫時期なのですが、一応去年の段階で収穫は一応出来たと聞いているのですが、実際に販売等はまだこれからだそうです。

出来ることは出来ているのですが、販売はこれからと言う状態だそうです。

山田委員

ふるさと納税の返礼品として人気があるって、大月市内でもそれが取れば非常に貢献する訳ですよ、その辺情報を確り把握して教えて頂きたいと思います。

以上です。

議 長

他に何か有りますか。

それでは、質疑が無いようですから採決します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

## 議案第 15 号

議 長

続きまして、議案第 15 号、農用地利用集積（案）対し承認を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管でありますので、農林業担当の條々君に説明を求めます。

申請番号 1 についてをお願いします。

條々主事

今回、大月市内で農業を行っている〇〇氏が対象農地〇筆〇〇㎡を新

たに貸借する計画になっております。

現在大月市内にて、〇〇〇㎡を耕作しております。

この農地では、露地野菜の栽培を予定しております。

現在、大月市内で耕作をしており、更なる拡大の意欲を持って今回申請したとの事です。

既にある程度の規模で適切な耕作を行っており、今後も計画して頂けるものと思われます。

以上により利用権設定を行う事で意欲ある農業者へ農地の配分集積をする事が出来、農業委員会及び市の課題でも有る農業振興に繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしくお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の藤本賢治委員にお願いします。

藤本委員

前の件と同様に 20 日に現地に行きました。

現地は〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇の間の〇〇の下に位置しています。

貸主の〇〇さんは、〇年前にお父さんが亡くなり、本人は勤めをしながら耕作していました。

借主の〇〇さんは、今、話が有りましたように、その地区で十数枚の畑で野菜等の耕作をしています。

ちなみにこの地区の地図が 9 ページ有りますけど、当該地の地図の上側、川の方から 4 枚位を〇〇さんが耕作して、タマネギを栽培しています。

以上ですが、ご審議よろしくお願いします。

議 長

條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員

説明して頂きました。

〇〇さんはもうここだけで広い面積をやって、あるいは自分の所有地も既に有るのですが、直接これ関係ないんですけど、今年なんかタマネギにベト病がかなり広がっていて、この畑の状況って分かったら教えて頂きたいなと思います。

藤本委員           やはりかなり広がってしまして、程度の違いが有りまして、3・4枚有り  
ましたかね、その内の1枚位は従来とあまり変わらないで2枚位はや  
はり他の地域と同じような形で病気が入っているようです。

議     長           他に質疑のある方いらっしゃいますか。  
それでは質疑が無いようですから、採決致します。  
ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、承認と決定致します。

議     長           続きまして、申請番号2について條々力君に説明を求めます。  
條々主事           引続き説明をさせていただきます。  
〇〇〇〇〇地区及び〇〇〇〇〇地区における利用権の説明を致します。  
今回大月市内にて農業を行っている〇〇氏が対象農地〇筆、〇〇〇㎡  
を新たに貸借すると言う事になっております。

〇〇氏は現在大月市内において〇〇〇㎡を耕作しております。  
この農地では、露地野菜の栽培を予定しています。  
既に大月市内で耕作をしており、拡大の意欲を持って申請したとの事  
です。  
既にある程度の規模で適切な耕作がされており、今後も継続して頂ける  
ものと思われます。

議     長           特に問題ないかと思われませんが、審議の程よろしくをお願いします。  
続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当  
委員の藤本賢治委員及び山田政文委員にお願いします。

藤本委員           申請地は〇〇の〇〇地区なのですが、その説明をさせていただきます。  
前の件と同様20日に現地を見て来ました。  
場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南へ〇〇m位の所です。  
貸主〇〇さんは、現在〇〇〇に住んでおり、3年程前から借主の〇〇さ  
んが野菜の栽培をしています。  
もう一人の貸主の〇〇さんは〇〇歳近い高齢でもあり、息子さんも現  
在、病気療養中と言う事も有りまして今回申請になったようです。  
借主の〇〇さんは、この土地の道路を隔てて東側に隣接する場所に住  
んでおり、地図ですと10ページ、これの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番の〇

と言う字が有りますが、その上側が彼の自宅のようです。

当該農地の左側の農地、道路を隔てた当該農地の右側の〇〇さんの所の南側、この部分も彼が作っているのですが、これに関しては今年 2 月に申請が有った農地です。

この農地を彼は耕作している訳ですけど、これ以外に〇〇でも農地を借りて耕作しているようです。

以上です。よろしくお願いします。

山田委員

私はこの 2 番の所の〇〇〇〇の土地なのですが〇筆有りまして、両方足しましても〇〇㎡でして、地図を見て頂くと分るのですが、これは駅南と言われる〇〇の〇の南側に位置していまして、元々これ宅地にすると言う事で、30 年程前の事です購入をして、当時〇〇〇万位で買ったのですが、道路が無くて家が建てられなくて、結果的に〇〇さんは〇〇に家を作って、これを毎年草刈りして税金を納めるだけの土地になっていまして何とかして欲しいと言う相談が私の方に有りまして、たまたま〇〇さんには私の土地もお借り頂いておりますので、ここを紹介した処、双方が合意して無償で貸しているというふうになりました。

この斜線の〇〇さんの南側の土地も〇〇さんと同じように宅地として求めたのですが、やはり道路が無くて、ご承知のように車が入れる道路がありませんので、この方は奇麗に畑として今使っております。

以上です。

議 長

條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

### 日程第 3 報告事項

議 長

日程第 3、報告事項を議題と致します。

報告第 5 号について、事務局に報告を求めます。

事務局

報告第 5 号、転用確認証明書発行の報告です。15 ページをご覧ください。



申請番号 1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇、令和〇年〇月〇日の許可で貸駐車場です。

駐車場を確認し、転用証明書を発行しました。

申請番号 2、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は(亡) 〇〇〇〇 相続人代表 〇〇〇〇、令和〇年〇〇月〇日の許可で貸駐車場です。

駐車場を確認し、転用照明を発行しました。

以上ですけど、報告致します。

議 長 ただ今の報告に対し、質疑ございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

#### 日程第 4 その他

議 長 日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

事 務 局 前回の総会で議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請で、平山委員から質問が有りました件につきましては、県農務事務所に確認した処、申請書の現況が休耕地と記載が有り、登記簿が畑であるため問題が無いとの回答を頂きました。

こちらは、県農務事務所の職員とも私共と一緒に確認して、県農務事務所の方も承知しております。

つきましては、事務局の議案書の作成ミスによるものでありますので、現況地目を宅地から、畑に訂正をして頂きたいと思います。

議 長 平山委員。

平山委員 今の件ですけど、申請書が休耕地と言う事ですけど、登記地目だとか農地台帳上の地目、課税地目もそうなのですが、休耕地と言う地目は無いのですね、最初申請が来た時に休耕地と言う地目が無いから、これは畑ですねとその段階でチェックが入れば全然問題ない。

農地台帳の台帳記載が殆ど申請書の内容に載って来るとお考え頂ければ良いと思います。

議 長 それでは以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦労さまでした。

これを持ちまして、令和 6 年第 5 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 6 年 5 月 24 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和 6 年  
第 5 回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会